

緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における 近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について(「緊急避妊薬販売薬局等名簿」への登録申請のご案内)

要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売について厚生労働省より通知が発出されました。

緊急避妊薬販売の予定をされている、薬局・店舗販売業の店舗におかれましては、下記の通りご対応をお願いいたします。

【関連通知】

○「緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び販売する薬局・店舗販売業の店舗について」

(令和7年9月18日 医薬総発0918第2号／医薬薬審発0918第3号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001565836.pdf>

○「緊急避妊薬を販売・調剤する薬局・店舗販売業の店舗における近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について」 (令和7年10月28日 医薬総発1028第1号・医薬薬審発1028第1号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001587267.pdf>

【近隣産婦人科医等との連携体制について】

緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗は、次のいずれかの方法により、近隣の産婦人科医等との連携体制を構築することとされています。

1. 薬局等が所在する地域において、都道府県医師会と都道府県薬剤師会の間であらかじめ合意がある場合には都道府県薬剤師会が作成する「緊急避妊薬販売薬局等名簿」と、都道府県医師会が作成する「連携医療機関名簿」を相互に共有することで連携体制とすることができます。
2. 名簿の作成・共有が困難な場合等においては、販売をしようとする薬局・店舗販売業の店舗が近隣の産婦人科医が所属する個々の医療機関と連携をする。

【島根県薬剤師会の対応】※登録申請について※

本会では、島根県医師会との協議を行い、上記「1」の名簿の相互共有を行うことで連携体制を構築することとしました。

つきましては、要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売を予定されている薬局・店舗販売業の店舗は、「緊急避妊薬販売薬局等名簿」の作成のため、

★別添1「緊急避妊薬販売に係る都道府県医師会・薬剤師会間の連携体制参加にあたっての確認書」

のご提出をFAXにてお願いします。

(2枚目確認事項にチェック□を記入。薬剤師名・研修修了証番号は複数名記載可。)

第1回申請締切:令和7年12月17日(水)

提出先:島根県薬剤師会 事務局 FAX:(0852)26-5358

*締切後も月1回程度を目安に更新予定ですので、申請は隨時受け付けます。

※申請には、下記研修の修了証発行番号が必要です。研修修了証が届いてから申請をお願いします。

研修名:(公財)日本薬剤師研修センター主催「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング」
案内ページ:

https://jpec.or.jp/kenshu/jyukou/othertraining_jpec_host.html

今回登録される「緊急避妊薬販売薬局等名簿」は、緊急避妊薬販売の要件となる、近隣の産婦人科医等との連携構築に関するものです。

連携構築後、厚生労働省への販売の申告をする必要があります。

※販売が可能な時期に関しては、現段階では未定です。